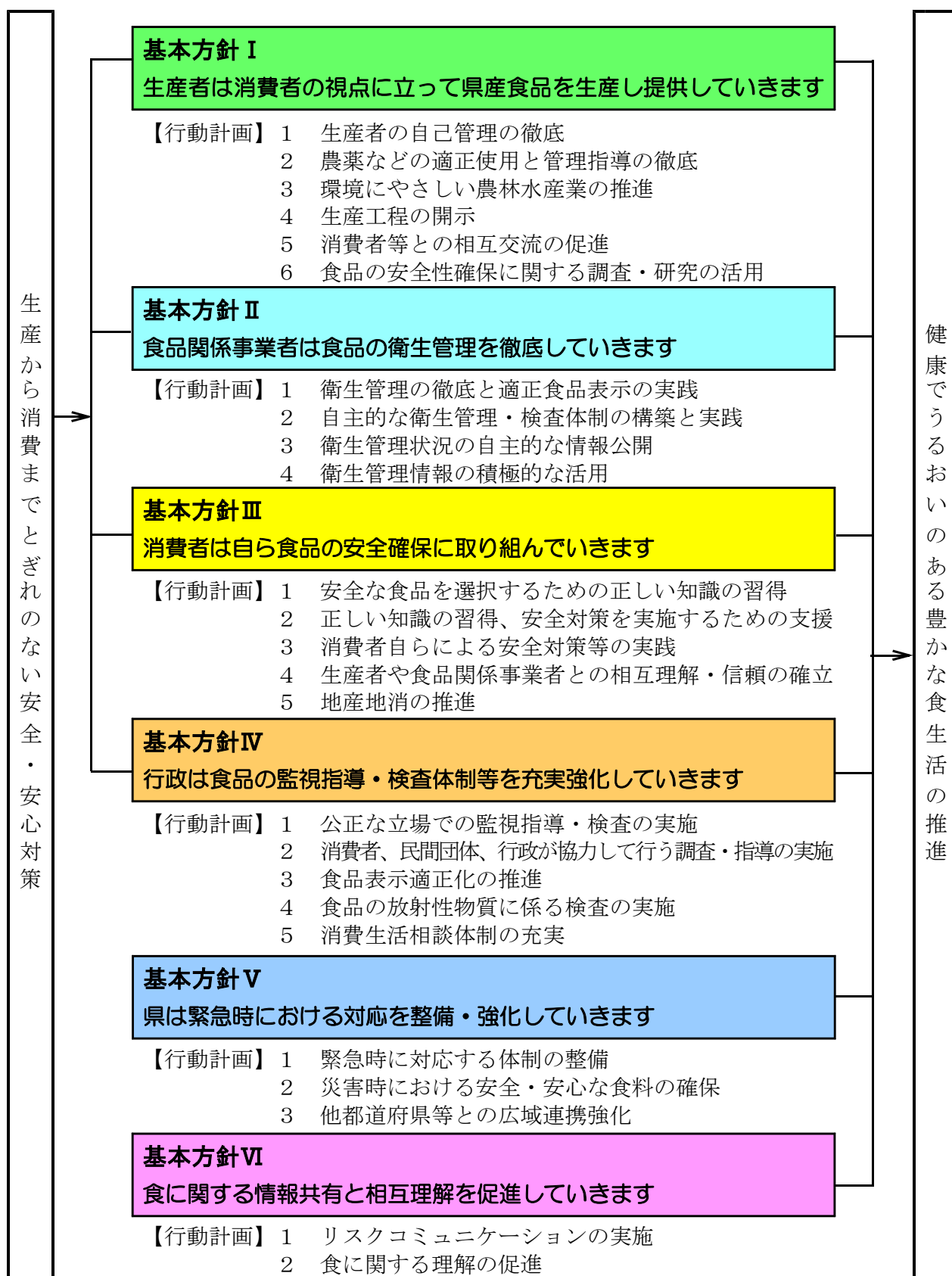


青森県食の安全・安心対策総合指針に基づく
令和5年度の主な取組実績（令和5年11月末
現在）

総合指針体系

基本方針と行動計画



基本方針 I 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます

- 推進目標
- 1 GAP 認証取得件数
 - 2 エコファーマー認定者数
 - 3 環境にやさしい農業の取組面積

※GAPとは、Good Agricultural Practicesの略語で、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことで、持続的な生産・改善活動を行うこと

1 GAP 認証取得件数

【令和5年度取組方針】

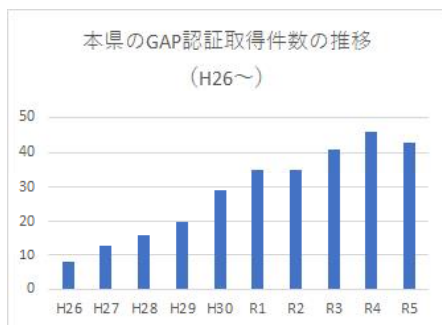
GAPに取り組む農業者の確保・育成に向け、引き続き、農業者の経営形態や取組レベル等に応じた研修会や現地指導等を行うとともに、農協や県の指導員の指導力向上を図る。

また、将来の担い手の育成に向けて、引き続き、農業教育機関に対する指導や認証取得支援を行う。

(1) 取組実績

「GAPをする」の推進に向け、農業者等を対象としたGAP推進研修会を2回開催したほか、各地域県民局に設置した「GAP相談窓口」において、JAと連携しながら、農業者のニーズに応じた個別指導を展開しており、GAP認証取得件数は、令和5年11月1日時点で43件となった。

また、農業高校が人材育成のために取り組むGAP認証の審査費用等を支援し、計4校がグローバルGAP等の認証の更新等に取り組んだ。



(農業高校のGAP認証公開審査)

(2) 推進目標の達成状況

区分	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R2年度 (目標)	R4年度 (前年)	R5年度 (R5.11末現在)	
GAP 認証取得件数	14件	28件	44件	43件	

(3) 課題等

国が輸出拡大等を背景に国際水準GAPの取組を促していることや、世界的な環境配慮への意識の高まりなどにより、取引先がGAP取得を求めるケースもみられていることなどを踏まえ、引き続き、GAPのメリット等を農業者に分かりやすく伝え、理解を深めていくことが必要である。

また、農業者の取組段階やニーズに適切に対応できる指導体制の強化が必要である。

2 エコファーマー認定者数

【令和5年度取組方針】

「みどりの食料システム法」に基づく認定制度について、市町村等と連携しながら、様々な機会を捉えて、県内農業者へ内容やメリット等を広く周知し、活用を図る。

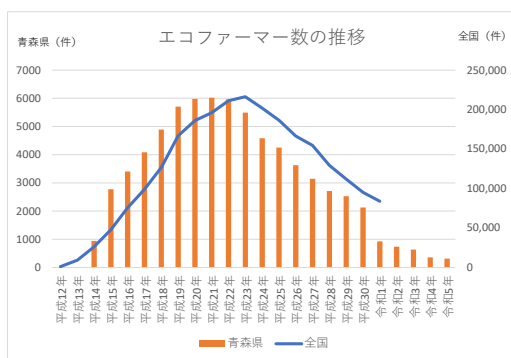
また、これまでの認定者に対しては、引き続き、農業者の取組レベルや内容に応じた研修会の開催等を通じて、特別栽培や有機農業など、より環境にやさしい生産方式への誘導を図る。

(1) 取組実績

これまでのエコファーマー制度の内容が引き継がれた「みどりの食料システム法」に基づく認定制度が、令和5年10月からスタートしたことから、各県民局の窓口で周知した。

また、現行のエコファーマーに対して、エコ農業チャレンジ塾の受講等と呼びかけながら特別栽培等への移行を促したほか、エコ農産物販売協力店の設置などにより、エコ農産物に対する消費者の理解増進に取り組んだ。

なお、令和4年7月でエコファーマー制度が廃止となったことから、令和5年度のエコファーマー認定者数は、認定期間（5年間）満了者48名が減となった。



※令和2年度以降の全国実績は未公表



エコ農産物販売協力店の専用コーナー

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R3年度 (目標)	R4年度 (前年)	R5年度 (R5.11末現在)	
エコファーマー認定者数	2,771人	3,400人	358人	310人	

(3) 課題等

令和5年10月にスタートした「みどりの食料システム法」に基づく新たな認定制度について、農業者等へ浸透させていく必要がある。

また、これまでの認定者に対しては、環境にやさしい農業生産に継続して取り組めるよう、きめ細かな情報提供や現地指導等を行っていく必要がある。

3 環境にやさしい農業の取組面積

【令和5年度取組方針】

引き続き、「エコ農業チャレンジ塾」を開催し、環境にやさしい農業を实践できる担い手の育成を図るほか、有機JAS認証制度に関する研修会の開催等により、有機農業を指導できる普及指導員を育成する。

また、みどりの食料システム戦略交付金や環境保全型農業直接支払交付金など国の事業を有効活用しながら取組拡大を図るほか、化学肥料の価格高騰に対応するため、堆肥等の高品質化や有効活用を推進し、肥料コストの低減を図りつつ、環境にやさしい農業の取組拡大につなげていく。

(1) 取組実績

意欲ある農業者等を対象に、環境にやさしい農業の基礎と実践を学ぶ「エコ農業チャレンジ塾」を、年間を通じて6回開催し、塾生33名の参加のもとで特別栽培等の知識やノウハウの習得を図った。

また、有機志向農業者に有機JAS制度について指導・助言を行うことができる人財を育成するため、有機農業指導員養成研修会を1回開催し、指導に必要なスキルを向上させた。

さらに、国の環境保全型農業直接支払交付金やみどりの食料システム戦略推進交付金を活用し、市町村と連携しながら、実践者の取組支援や有機農業の推進体制づくりを行った。



エコ農業チャレンジ塾（6回開催）

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H27年度 (現状)	R 3年度 (目標)	R 2年度 (前年)	R 3年度 (実績)	
環境にやさしい農業の 取組面積	1,651 ha 〔有機農業 589ha 特別栽培 412ha 環境保全型農業 650ha〕	2,880 ha 〔有機農業 880ha 特別栽培 700ha 環境保全型農業 1,300ha〕	1,792 ha 〔有機農業 527ha 特別栽培 450ha 環境保全型農業 815ha〕	1,879 ha 〔有機農業 538ha 特別栽培 499ha 環境保全型農業 842ha〕	有機JAS認証面積（農水産省公表）は令和3年度が最新データである。

(3) 課題等

近年、SDGsやエシカル消費など環境に配慮した農業の取組が一層求められていることや、化学肥料の価格高騰が農業経営を圧迫している状況なども踏まえ、環境負荷低減とともに、肥料コスト低減につながる環境にやさしい農業をより積極的に進めていく必要がある。

このため、特別栽培等を志向する農業者が参入しやすいよう、指導する人財の育成や取組レベルに応じた支援体制を充実させていくほか、引き続き、国の支援策等を活用し、取組拡大を図っていく必要がある。

4 その他の取組実績（R5年度実績）

○日本一健康な土づくり運動の推進（あおもり土づくりの匠 ④81名→⑤85名）

○稲わらの焼却面積（③536ha→④512ha）24ha減

基本方針Ⅱ 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます

- | | |
|------|---|
| 推進目標 | 1 食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況
2 食中毒発生件数及び患者数（発生原因が家庭である場合を除く）
3 A-HACCPの普及及びHACCPの導入支援 |
|------|---|

1 食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況

【令和5年度取組方針】

食品事故の発生や、関係法令・規範等の違反を未然に防ぐため、事業者に対して、自主的な衛生管理意識の維持・向上に向けた研修会等の開催を働きかける。

また、講習会等の開催については、引き続き、関係機関・団体間の連携・情報共有を密にししながら、従来の集合型研修のほか、リモート形式も併用するなど、参加者の受講機会の確保と講習内容の充実に努める。

（1）取組実績

関係団体・組織における食品衛生等を内容とする事業者向け講習会の開催は296回、参加人数は8,779人となり、前年度からそれぞれ25回、257人の増加となった。

また、取組を実施する組織・団体等の割合は前年と同じ57%であった。

（2）推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R 4年度 (目標)	R 4年度 (前年)	R 5年度 (R5.11末現在)	
開 催 回 数	407回	440回	271回	296回	
参 加 人 数	17,040人	18,700人	8,522人	8,779人	
組 織 割 合	82%	100%	57%	57%	

（3）課題等

県内食品関係事業者による全国的な食中毒の発生等により、消費者の食の安全の確保を求める意識が高まっている状況を踏まえながら、引き続き、食品衛生管理の徹底を図っていく必要がある。

2 食中毒発生件数及び患者数（発生原因が家庭である場合を除く）

【令和5年度取組方針】

食中毒発生リスクが高い仕出し弁当業者等の大量調理施設や宅配・テイクアウトを行う飲食店等に対し、引き続き重点的な監視指導を行うほか、全国的にも依然として発生の多いノロウイルスやカンピロバクター等の食中毒予防に関する啓発活動を強化する。

また、様々な手法や媒体を活用して消費者への注意喚起を徹底する。

（1）取組実績

食品取扱施設に対する監視指導や、食品衛生責任者を対象とした講習会等により食品衛生指導に努めた。

今年度は黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌及びカンピロバクターによる食中毒が各1件発生した（令和5年11月末時点）。

（2）推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H27年度 （現状）	R4年度 （目標）	R4年度 （前年）	R5年度 （R5.11末現在）	
食中毒発生件数	5件	0件	2件	4件	
食中毒患者数	87人	0人	5人	45人	

（3）課題等

食中毒の原因は、食品取扱者の健康管理、手洗いの実施、食品の衛生的取扱い等の一般的衛生管理が徹底されていなかったことによるものが多いことから、普段から行っている一般的衛生管理を適切に実施しつつ、その上で、HACCPに沿った衛生管理の手法を取り入れ、食品の安全性を向上させる必要がある。また、自然毒による食中毒を予防するためには、消費者への注意喚起を徹底する必要がある。

3 A-HACCPの普及及びHACCPの導入支援

【令和5年度取組方針】

令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行されたことから、今後も引き続き、食品等事業者がHACCPを速やかに導入し、継続して実施できるよう、業界団体等と連携し、研修会や巡回指導等を通じて支援していく。

(1) 取組実績

青森県食品衛生監視指導計画に基づき実施する保健所の食品衛生監視員による定期的な立入検査や営業許可の更新等の機会を通じて、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、必要な指導・助言を行った。

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R 4 年度 (目標)	R 4 年度 (前年)	R 5 年度	
A-HACCP認証施設数	91施設	141施設	— 施設	— 施設	R2年度末で終了
HACCP導入施設数	17施設	67施設	— 施設	— 施設	R3年6月制度化

(3) 課題等

HACCPが制度化されことに伴い、各事業者の取組状況に応じたきめ細やかな指導・助言が引き続き必要である。

4 その他の取組実績

○学校給食施設におけるドライ運用とドライシステム化 (ドライ施設 ④77.9%→⑤78.9%)

基本方針Ⅲ 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます

- | | |
|------|----------------------------|
| 推進目標 | 1 食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催 |
| | 2 学校給食における県産食材の利用割合 |

1 食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催

【令和5年度取組方針】

食品の安全・安心対策への意識を持ち、実践する消費者を増やすため、引き続き、関係機関・団体等と連携して、講習会やイベント、公開講座等を開催し、食品に対する正しい知識等の普及・啓発に努める。

(1) 取組実績

関係団体・組織において、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、消費者向け研修会やイベントの開催が可能となったことや消費者も参加しやすくなったことから、消費者向けの研修会やイベント、公開講座などの開催回数は前年より94回多い217回となり、参加人数は前年より8,960人多い11,143人となった。

このような取組を実施する組織・団体等の割合も前年度より増加し、35%であった。

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R 4年度 (目標)	R 4年度 (前年)	R 5年度 (R5.11末現在)	
開 催 回 数	75回	120回	123回	217回	
参 加 人 数	12,826人	16,600人	2,183人	11,143人	
組 織 割 合	40%	100%	30%	35%	

(3) 課題等

コロナ禍により、消費者の健康志向が高まったことに加えて、内食や中食などによる消費傾向が増加し、家庭内等における食品の安全管理等の重要性が増していることから、こうした状況に対応した適切な研修会等の実施が必要である。

2 学校給食における県産食材の利用割合

【令和5年度取組方針】

学校給食用野菜の供給拡大に向けた産地及び流通・加工業者等による検討会と学校栄養士等を対象とした生産現場での現地講座の開催、県産加工品のPRを実施する。

(1) 取組実績

学校給食関係者による冷凍野菜供給拡大に向けた検討会の開催や学校栄養士に対する県産食材や加工品のPRを実施した結果、学校給食における県産食材の利用割合は、令和4年度で65.8%と、前年度と同じであった。

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H27年度 (現状)	R 5年度 (目標)	R 3年度 (前年)	R 4年度 (R5.11末現在)	
学校給食における県産 食材の利用割合	66.5%	68.6%	65.8%	65.8%	

(3) 課題等

近年、県産食材利用率は、65%以上の水準を維持しているが、さらなる利用率向上に向けて、今後とも、学校栄養士等に対して県産食材・加工品等についての情報提供を行うとともに、安定供給に向けた会議の開催等により利用促進を図っていく必要がある。

3 その他の取組実績（R5年度）

- 消費者と生産者等の交流による相互理解の推進（③0回→④0回）
- 消費生活相談窓口への「食の安全・安心に関する」相談件数（④30回→⑤18回）

基本方針Ⅳ 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます

推進目標 1 食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率

1 食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率

【令和5年度取組方針】

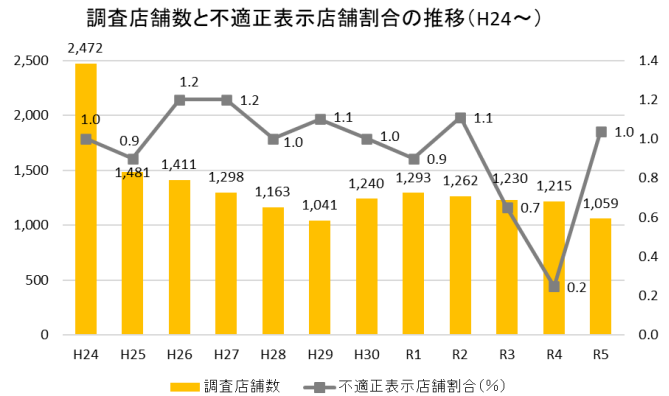
食品表示ウォッチャー100名による食品表示状況のモニタリングを継続して実施するとともに、報告された不適正店舗に対しては、事業者自らが適正な表示を行うよう、食品表示制度の啓発や指導を行い、不適正店舗率0パーセントを目指す。

(1) 取組実績

食品表示の適正化を図るため、県内一般消費者を対象に青森県食品表示ウォッチャーの募集を行い、99名による食品表示状況のモニタリングを実施した。

7～11月の5か月で計1,059店舗を調査した結果、食品表示不適正店舗率は1.0%と、前年度(0.2%)より0.8ポイント増加した。(調査は12月まで実施)

不適正表示店舗に対しては、県職員による食品表示適正化チーム等が出向いて表示内容を確認し、適正表示の啓発指導を行った。



(2) 推進目標の達成状況

区分	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度(現状)	R2年度(目標)	R4年度(前年)	R5年度(R5.11末現在)	
食品表示不適正店舗率	1.0%	0.0%	0.2%	1.0%	

(3) 課題等

事業者が消費者に対して正しい表示を行うという意識を持ち、販売する食品の表示を適切に行うことができるよう、引き続き事業者の表示状況を監視しながら適正表示の啓発指導を行う必要がある。

2 その他の取組実績 (R5年度実績)

- 県食品衛生監視指導計画に基づく食品の立入検査の実施
立入検査：(④4,385件→⑤5,539件(令和5年11月末現在))
- 県産農林水産物等の放射性物質モニタリング調査の実施
(④765件→⑤620件)、(④42品目→⑤42品目)
- 学校給食用食材の放射性物質調査の実施
検査件数(④16件→⑤6件)

基本方針Ⅴ 県は緊急時における対応を整備・強化していきます

推進目標 1 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数

1 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数

【令和5年度取組方針】

特定家畜伝染病の発生防止に向けて、農場への効率的な衛生管理指導を実施するため、飼養衛生管理に係る相談や指導体制のオンライン化を検討する。

発生した場合に備えて、緊急時の連絡体制や役割分担を確認するほか、これまでの発生を踏まえた防疫作業の説明会や机上演習の実施、県庁職員だけでなく協定締結団体との実動演習等を実施し、防疫作業体制の強化を図る。

また、豚熱の本県への浸潤状況を把握するため、野生イノシシの捕獲又は死体を回収した場合、検査を迅速かつ確に実施し、ワクチンの適期接種等の防疫対策に活用する。

さらに、野生イノシシの侵入防止対策の強化に向けて、省力かつ効果的な監視・捕獲技術の実証を進め、得られた成果を整理して効果的な技術を組み立て、県内市町村等へ普及していく。

(1) 取組実績

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に迅速に対応するため、庁内情報連絡会議を開催し、発生状況や連絡体制及び防疫作業を情報共有したほか、オンライン技術を活用した研修会により、生産者と防疫対策の確認を行った。

発生農場の防疫作業を実施する庁内の動員予定者を対象に防疫作業の確認や防護服の着脱を行うとともに、職員ポータルを利用したeラーニングを実施した。また、令和5年11月1日に締結した包括的な協定に基づく業務について、資材輸送等の実動演習により初動対応を確認したほか、各地域において防疫実働演習を開催し、集合施設等の防疫拠点での詳細な作業内容を確認した。

また、隣県における野生イノシシの豚熱発生により高まっている本県の感染リスクの低減に向けて、県境市町村を対象とした野生イノシシの監視・捕獲実証を令和4年度に引き続き実施した。



(2) 推進目標の達成状況

区分	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R4年度 (目標)	R4年度 (前年)	R5年度 (R5年11月末)	
高病原性鳥インフルエンザの発生件数	2件	0件	5件	0件	
口蹄疫の発生件数	0件	0件	0件	0件	

(3) 課題等

令和4年度は、全国的に高病原性鳥インフルエンザが多発し、本県でも複数件発生したほか、岩手県及び秋田県の野生イノシシで豚熱の感染が確認されたことから、特定家畜伝染病の発生に備えるため、県対策マニュアルや動員基本方針に基づき、連絡・動員体制や役割分担の確認、迅速な初動対応、的確な防疫作業を行うための訓練が必要である。

また、野生イノシシによる豚熱発生リスク低減に向けた侵入防止技術の確立、普及を急ぐ必要がある。

基本方針Ⅵ 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます

推進目標 1 食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）

1 食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）

【令和5年度取組方針】

消費者の食の不安を取り除き、安心感を提供するため、各種説明会や研修会、メディア等を活用して食品の安全性や食品リスクに関する正しい情報を伝達するほか、生産者と消費者とのリスクコミュニケーションの充実を図る。

また、県産品フェアや応援キャンペーン等を通じて、引き続き消費者から信頼される安全・安心な農産物生産の情報発信等を行い、県産品に対する県民の更なる信頼度向上を図る。

(1) 取組実績

食の安全・安心に関する県民意識アンケート調査を、青森県生活協同組合連合会、青森県消費者協会の協力を得て実施した。

令和5年11月末現在の調査の結果、173名（前年度：551名）から回答があり、食の安全・安心に関する基礎知識を持つ県民の割合は96%で、前年度より1ポイント減少した。また、県産品に対する信頼度は93%で、前年度より9ポイント増加した。

この他、県食品衛生監視指導計画策定のために食品関係56団体に対し意見募集を実施するなどのリスクコミュニケーションを実施した。

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R 4 年度 (目標)	R 4 年度 (前年)	R 5 年度 (R5年11月末)	
基礎的知識を持つ県民の割合	85%	95%	97%	96%	
県産品に対する県民の信頼度	70%	95%	84%	93%	

(3) 課題等

アンケート結果では、食に対し不安に感じていることとして「カンピロバクター、腸管出血性大腸菌などの食中毒」（48%）や「合成甘味料や合成着色料などの『食品添加物』」（45%）など、最近の情勢に敏感に反応しており、食品を食べた時に健康被害が起きる危険性（食品リスク）に関する内容が最も多いことから、引き続き、リスク分析に基づく正しい知識の習得や情報発信などが必要である。

また、消費者への情報伝達や相互理解を深めるのに有効なリスクコミュニケーションの機会を増やしていく必要がある。

2 その他の取組実績（R5年度実績）

○消費者等からの要請を受けて実施した研修会等の実施（開催回数④0回→⑤0回）

○県ホームページにおける放射性物質等に関する情報の随時公開

⇒ホームページ「青森県産農林水産物の放射性物質調査結果」の開設（H24年7月）

ホームページへのアクセス数（④2,438件→⑤2,021件）